

平成21年度 共同利用・共同研究拠点の申請に係る審議について

1. 総表

大 学	申請	分野	審議の結果			
			全国共同利用・その他の別		認定 が妥当	非認定 が妥当
			全国共同利用	その他		
国立大学	96	理学・工学	全国共同利用	29	29	0
			その他	21	3	18
			小計	50	32	18
		医学・生物学	全国共同利用	10	10	0
			その他	23	17	6
			小計	33	27	6
		人文学・社会科学	全国共同利用	3	3	0
			その他	10	8	2
			小計	13	11	2
計	96	全国共同利用	42	42	0	
		その他	54	28	26	
		計	96	70	26	
私立大学	10	理学・工学	その他	3	1	2
		医学・生物学	その他	2	0	2
		人文学・社会科学	その他	5	2	3
計	10	その他	10	3	7	
合計	106			73	33	

注) 全国共同利用: 従前の全国共同利用型の附置研究所・研究センター

2. 共同利用・共同研究拠点認定候補一覧

大学名	研究施設名	共同利用・共同研究拠点名	研究分野
北海道大学	●低温科学研究所	低温科学研究拠点	低温科学
	遺伝子病制御研究所	細菌やウイルスの持続性感染により発生する感染症の先端的研究拠点	基礎医学
	●触媒化学研究センター	触媒化学研究拠点	触媒化学、サステナブル触媒工学
	●スラブ研究センター	スラブ・ユーラシア地域研究にかかわる拠点	地域研究
	人獣共通感染症リサーチセンター	人獣共通感染症研究拠点	人獣共通感染症学
帯広畜産大学	●原虫病研究センター	原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点	寄生虫学、応用獣医学
東北大学	●金属材料研究所	材料科学共同利用・共同研究拠点	材料科学
	●電気通信研究所	情報通信共同研究拠点	情報通信
	流体科学研究所	流体科学研究拠点	流体科学
	加齢医学研究所	加齢医学研究拠点	加齢医学
筑波大学	●計算科学研究センター	先端学際計算科学共同研究拠点	計算科学、計算機科学
	遺伝子実験センター	形質転換植物デザイン研究拠点	植物遺伝子研究
群馬大学	生体調節研究所	内分泌・代謝学共同研究拠点	内分泌・代謝学
千葉大学	●環境リモートセンシング研究センター	環境リモートセンシング研究拠点	環境動態解析
	●真菌医学研究センター	真菌感染症研究拠点	真菌学
東京大学	●地震研究所	地震・火山科学の共同利用・共同研究拠点	固体地球科学、自然災害科学
	●宇宙線研究所	宇宙線研究拠点	宇宙線
	●物性研究所	物性科学研究拠点	物性科学
	●海洋研究所 ●気候システム研究センター	大気海洋研究拠点	大気海洋科学
	医科学研究所	基礎・応用医科学の推進と先端医療の実現を目指した医科学共同研究拠点	基礎・応用医科学
	史料編纂所	日本史史料の研究資源化に関する研究拠点	日本史
	東洋文化研究所附属 東洋学情報センター	アジア研究・情報開発拠点	アジア研究
	社会科学研究所附属 社会調査・データアーカイブ研究センター	社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点	社会学、経済学
	●素粒子物理国際研究センター	最高エネルギー素粒子物理学研究拠点	素粒子物理学
	●空間情報科学研究センター	空間情報科学研究拠点	空間情報科学
東京医科歯科大学	難治疾患研究所	難治疾患共同研究拠点	医歯学・基礎生物学
東京外国語大学	●アジア・アフリカ言語文化研究所	アジア・アフリカの言語文化に関する国際的研究拠点	言語学、文化人類学、地域研究分野
東京工業大学	●応用セラミックス研究所	先端無機材料共同研究拠点	材料工学、応用物理学・工学基礎
一橋大学	経済研究所	「日本および世界経済の高度実証分析」拠点	経済統計学、経済政策
新潟大学	脳研究所	脳神経病理標本資源活用の先端的共同研究拠点	神経科学
富山大学	和漢医薬学総合研究所	和漢薬の科学基盤形成拠点	医学・薬学

●は、従前の全国共同利用型の附置研究所・研究センター

大学名	研究施設名	共同利用・共同研究拠点名	研究分野
名古屋大学	●太陽地球環境研究所	太陽地球環境共同研究拠点	太陽地球系科学
	●地球水循環研究センター	地球水循環研究拠点	地球水循環
京都大学	●生存圏研究所	生存圏科学の共同利用・共同研究拠点	生存圏科学
	●防災研究所	自然災害に関する総合防災学の共同利用・共同研究拠点	社会・安全システム科学(自然災害科学)
	●基礎物理学研究所	理論物理学研究拠点	理論物理学
	●数理解析研究所	数学・数理科学の先端的共同利用・共同研究拠点	数学、数理科学
	●原子炉実験所	複合原子力科学拠点	複合原子力科学
	●霊長類研究所	霊長類学総合研究拠点	自然人類学
	●再生医科学研究所	再生医学・再生医療の先端融合的共同研究拠点	再生医学・再生医療
	化学研究所	化学関連分野の深化・連携を基軸とする先端・学際研究拠点	化学
	ウイルス研究所	ウイルス感染症・生命科学先端融合的共同研究拠点	ウイルス学、実験病理学
	人文科学研究所	人文学諸領域の複合的共同研究国際拠点	人文学
	経済研究所	先端経済理論の国際的共同研究拠点	理論経済学
	東南アジア研究所	東南アジア研究の国際共同研究拠点	地域研究
	●生態学研究センター	生態学・生物多様性科学の先端的共同利用・共同研究拠点	生態、環境
	●放射線生物研究センター	放射線生物学の研究推進拠点	放射線生物学
●地域研究統合情報センター	地域情報資源の共有化と相関型地域研究の推進拠点	地域研究	
大阪大学	●接合科学研究所	接合科学共同利用・共同研究拠点	材料加工・処理
	●蛋白質研究所	蛋白質研究共同利用・共同研究拠点	生物分子科学
	微生物病研究所	微生物病共同研究拠点	感染症学・生体応答医学
	社会経済研究所	行動経済学研究拠点	行動経済学
	●核物理研究センター	サブアトムック科学研究拠点	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理
	●レーザーエネルギー学研究センター	レーザーエネルギー学先端研究拠点	プラズマ科学
鳥取大学	●乾燥地研究センター	乾燥地科学拠点	乾燥地科学
岡山大学	資源生物科学研究所	植物遺伝資源・ストレス科学研究拠点	植物遺伝資源学、植物環境応答学、分子育種学
	●地球物質科学研究センター	地球・惑星物質科学研究拠点	地球惑星物質科学
広島大学	原爆放射線医科学研究所	放射線影響・医科学研究拠点	放射線影響・医科学
	●放射光科学研究センター	放射光物質物理学研究拠点	物質科学
徳島大学	疾患酵素学研究センター	酵素学研究拠点	病態医科学
高知大学	●海洋コア総合研究センター	地球掘削科学共同利用・共同研究拠点	地球惑星科学
九州大学	●応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	応用力学
	生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	基礎医学、生物科学
佐賀大学	●海洋エネルギー研究センター	海洋エネルギー創成と応用の先導的共同研究拠点	熱工学、エネルギー学、船舶海洋工学

●は、従前の全国共同利用型の附置研究所・研究センター

大学名	研究施設名	共同利用・共同研究拠点名	研究分野
長崎大学	●熱帯医学研究所	熱帯医学研究拠点	熱帯医学
熊本大学	発生医学研究所	発生医学の共同研究拠点	発生医学
琉球大学	●熱帯生物圏研究センター	熱帯生物圏における先端的環境生命科学共同研究拠点	環境生命科学
東京理科大学	総合研究機構火災科学研究センター	火災安全科学研究拠点	建築学、建築防火
早稲田大学	坪内博士記念演劇博物館	演劇映像学連携研究拠点	芸術学・芸術史・芸術一般
神奈川大学	日本常民文化研究所	国際常民文化研究拠点	文化人類学・民俗学

【ネットワーク型】

大学名	研究施設名	共同利用・共同研究拠点名	研究分野
北海道大学	電子科学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	物質・デバイス科学
東北大学	多元物質科学研究所		
東京工業大学	資源化学研究所		
大阪大学	産業科学研究所		
九州大学	先導物質化学研究所		
北海道大学	●情報基盤センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	計算科学、計算機科学
東北大学	●サイバーサイエンスセンター		
東京大学	●情報基盤センター		
東京工業大学	学術国際情報センター		
名古屋大学	●情報基盤センター		
京都大学	●学術情報メディアセンター		
大阪大学	●サイバーメディアセンター		
九州大学	●情報基盤研究開発センター		
筑波大学	下田臨海実験センター	海洋生物学研究共同推進拠点	海洋生物学
東京大学	海洋基礎生物学研究推進センター		

●は、従前の全国共同利用型の附置研究所・研究センター

平成21年度の共同利用・共同研究拠点の認定に係る審議経過

平成21年

1月15日（木）

～

3月27日（金） 共同利用・共同研究拠点の認定申請の受付

3月30日（月） 共同利用・共同研究拠点に関する作業部会（第3回）

4月17日（金） 医学・生物学系専門委員会（第1回）

20日（月） 理学・工学系専門委員会（第1回）

23日（木） 人文学・社会科学系専門委員会（第1回）

書面による審議

5月11日（月） 理学・工学系専門委員会（第2回）

～12日（火）

13日（水） 人文学・社会科学系専門委員会（第2回）

18日（月） 医学・生物学系専門委員会（第2回）

～19日（火）

ヒアリングの実施

5月26日（火） 共同利用・共同研究に関する作業部会（第4回） 認定候補の

取りまとめ

6月25日（木） 研究環境基盤部会への報告
文部科学大臣の認定

国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について

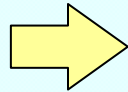
創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。
- このため、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の報告（H20.5.27）を踏まえ、平成20年7月に、学校教育法施行規則の改正等により、国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。

※学校教育法施行規則第143条の2

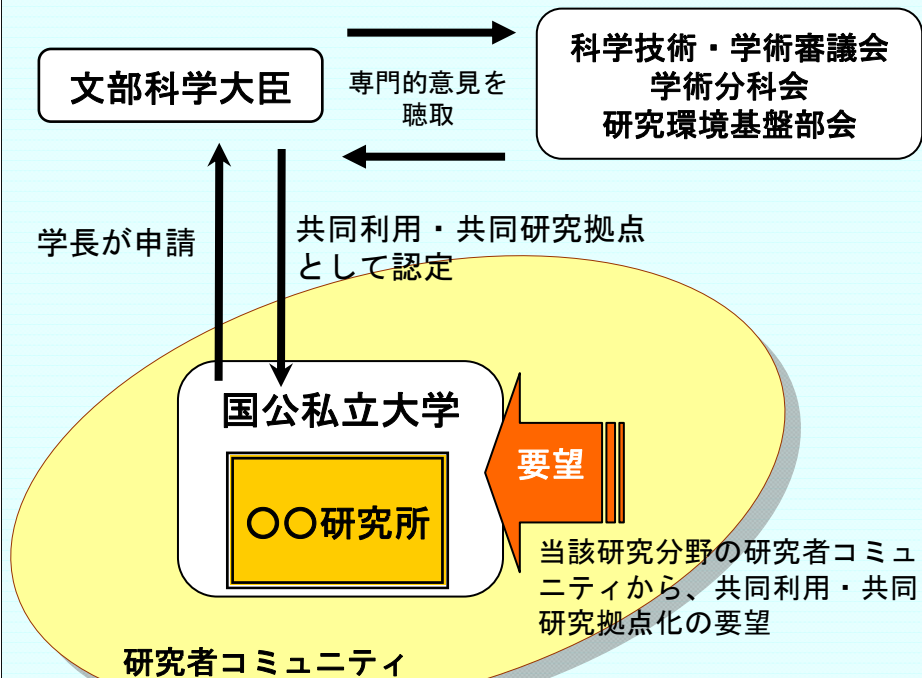
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



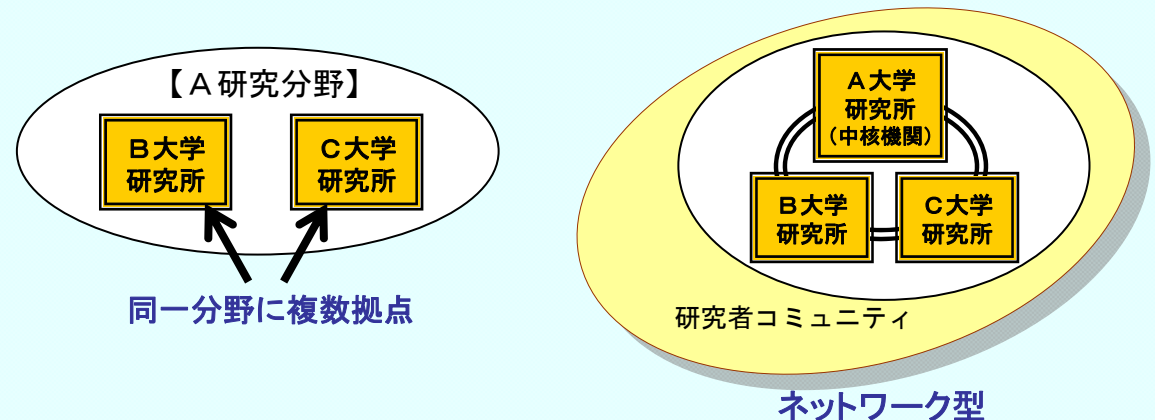
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念図



制度の特徴

- ・国立大学の全国共同利用型の附置研究所等において行われてきた共同利用・共同研究システムを、公私立大学にも拡大。
- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。
- ・学校教育法施行規則において、共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化。



学校教育法施行規則（平成20年7月31日公布・施行）

第四百四十三条の二 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

（参考）学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（文部科学省告示第133号）を、学校教育法施行規則と同日付で公布・施行。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の二第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手續)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長(以下「学長」という。)は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第二十二号)の施行の日から実施する。